

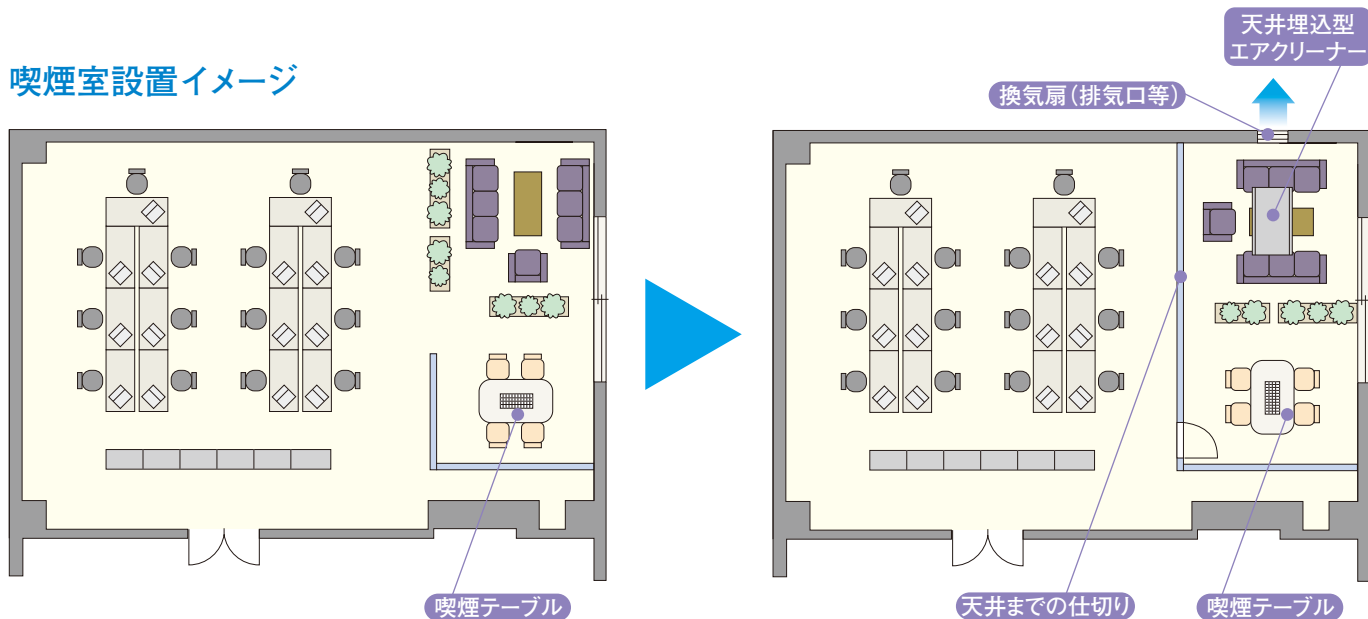
分煙対策

健康増進法において、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならないとされています。

受動喫煙防止の条件

- 喫煙場所から非喫煙場所に環境たばこ煙成分が漏れ出ないこと
- 喫煙場所における空気環境を良好に保つこと

喫煙室設置イメージ

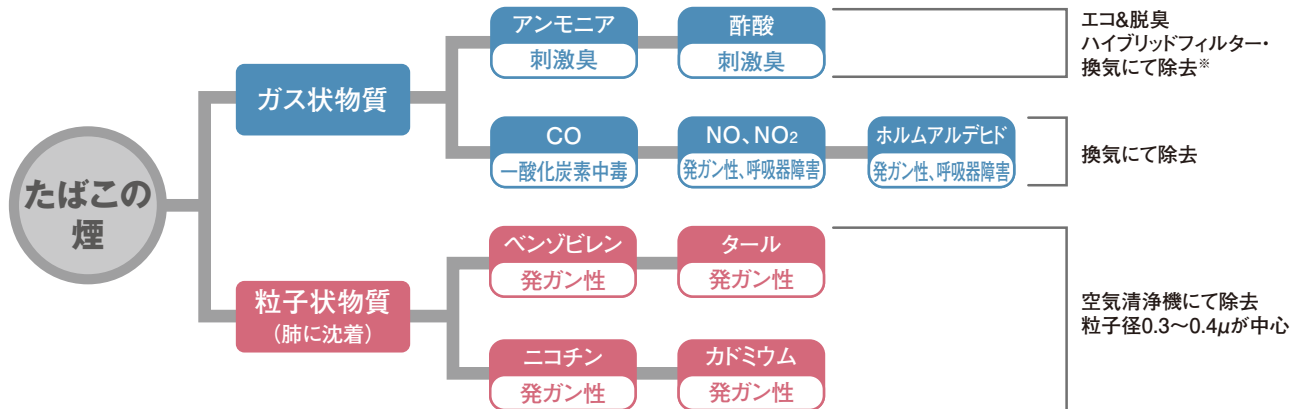


従来
テーブル型の電気集塵機は置いているが、きちんと仕切りはされておらず、ガス状成分を除去する換気の設備もない。

電気集塵機と換気との併用
換気扇等でガス成分と臭気を除去し、非喫煙室から喫煙室に0.2m/sの気流をつくる。また粒子状成分は、天井型の電気集塵機で除去し、室内粉塵濃度を0.15 /m³以下にする。さらにエコ&脱臭ハイブリッドフィルターにてVOC（シックビルの原因となる物質）の除去も行う。

たばこの煙の成分と空気清浄機

たばこの煙はガス状の成分（主にCO等）、粒子状成分の2つから成り立っているのでガス状成分除去には換気が必要です。



※エコ&脱臭ハイブリッドフィルターについては営業にお問い合わせください。